

聖籠町特定不妊治療費助成制度のご案内

体外受精及び顕微授精に要した費用の一部を助成します。

申請は治療終了後、速やかにお願います。

※この助成制度は県事業による助成を受けている方も対象となります。

1 対象者

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、以下の全てに該当する場合、助成の対象になります。

- (1) 特定不妊治療が必要であると医師に診断され、指定医療機関で特定不妊治療を受けた方。
- (2) 夫婦いずれか一方が、受療日及び申請時において聖籠町に住所を有している方。
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦。
- (4) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満の方。
- (5) 町税等の滞納のない方。

2 助成額

1 治療あたり 10 万円まで。ただし、入院費、食事代、文書料、消費税等は助成対象外です。

3 助成回数

- (1) 初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合
妻の年齢が43歳になるまでに通算6回まで（年度あたりの回数制限なし）
※令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものは、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とします。
- (2) 初めて助成を受ける際の治療開始時における妻の年齢が40歳以上の場合
妻の年齢が43歳になるまでに通算3回まで（年度あたりの回数制限なし）
※令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であって令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものは、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者とします。

※治療開始時における妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成対象外です。

※助成通算回数は、平成27年度までに助成を受けた回数も通算されます。

4 対象となる治療等

助成の対象となる治療は、新潟県知事が指定した医療機関で行う体外受精及び顕微授精（凍結胚移植を含む。）です。

医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。

5 申請手続き

治療が終了した日の属する年度末（3月31日）までに、聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）で手続きを行ってください。県の助成を受ける場合、まず県に申請して、下記の⑤「決定通知書」が届いたら町に申請してください。

<提出する書類>

下記のほか、申請書の記入時に**印鑑、通帳など振込先口座がわかるもの**が必要です。

- ① 聖籠町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（県事業の申請をしている場合は、当該申請時に添付した受診等証明書の写しでも可）
- ② 特定不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書（県事業の申請をしている場合は、当該申請時に添付したものの写しでも可）
- ③ 住民票（続柄、本籍記載のもの。夫婦の住所が異なる場合はそれぞれの住民票が必要）
- ④ 戸籍謄本（住民票で夫婦であることが証明できないときのみ必要）
- ⑤ 新潟県特定不妊治療費助成事業決定通知書（県事業による助成を受けている場合）

6 助成の決定等

助成の承認・不承認については、申請した翌月の20日過ぎに郵送でお知らせします。また、承認の場合は、申請した翌月末に助成金を振り込みます。

申請・問い合わせ先

聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）特定不妊治療費助成担当 ☎0254-27-6511

【不妊などでお悩みの方はこちらへ】

新潟県不妊相談センターでは、不妊等にかかわる個別相談を専門医師が無料で受けています。夫婦間で不妊について話し合うことが難しい方、直接医療機関に受診するのをためらっている方など、どうぞ気軽にご利用ください。

なお、面接相談は、事前に電話でご予約ください。

新潟県不妊専門相談センター（新潟大学医歯学総合病院産婦人科）

予約・問い合わせ 025-225-2184（平日 午前10時から午後4時まで）

メール相談 sodan@med.niigata-u.ac.jp